

議案第9号

北上市貸研究工場棟条例の一部を改正する条例

北上市貸研究工場棟条例（平成17年北上市条例第68号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(対象者)</p> <p>第3条 貸工場を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。<u>ただし、別表に掲げる施設のうち、E棟を使用できる者は、第1号に該当するものであって、国立大学法人岩手大学との共同研究を実施するものに限る。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 貸工場を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月9日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

北上市貸研究工場棟E棟について、使用できる対象者を拡大しようとするものである。